

# 確定申告の準備をしましょう

☎ 税務課町民税係【028(677)6013】

## ② 田んぼを自分で作付けしなくなった場合は、申告の方法が変わると聞いたのですが？

小作契約に基づき、作付けを頼んでいる場合は、農業所得ではなく、不動産所得として申告することになります。  
小作契約ではなく、農作業のみを委託している場合は、農業所得として申告します。

自分で作付	➡	農業所得で申告
農作業を委託		
小作契約	➡	不動産所得で申告

## ③ 会社を退職し、失業手当をもらっています。申告の必要はありますか？

失業手当は、非課税所得なので申告の必要はありません。ただし、退職した場合、1月から退職するまでの間の給与については、年末調整が実施されていないことがほとんどです。そのため、所得税額を確定するため申告が必要になります。平成22年中に失業手当以外に収入がなかった場合なども、国民健康保険の軽減が受けられるなどのことがありますので、申告が必要になります。

種類	申告の要否	課税区分
退職までの給与	必要	総合課税所得
失業手当	不要	非課税
退職金	原則不要	分離課税所得

※退職所得は、申告することで所得税の還付がある場合があります。

## ④ 医療費を10万円以上使うと、いくらぐらい税金が戻りますか？

医療費控除による減税額は、源泉徴収税額、合計所得金額、合計医療費、税率によって異なります。次の計算例を参考にしてください。

### 【計算例】

申告者の所得金額 400万円(給与収入約560万円)  
所得控除額 200万円 源泉徴収税額 102,500円(年末調整済)  
合計医療費 22万円 生命保険などからの医療費補てん額 4万円 のとき

- 医療費控除額の計算
  - 医療費実負担額 = 合計医療費 - 補てん額 = 22万円 - 4万円 = 18万円
  - 医療費控除額 = 医療費実負担額 - 10万円 = 8万円
- 所得税の再計算
  - {所得金額 - (所得控除 + 医療費控除)} × 税率
  - = {400万円 - (200万円 + 8万円)} × 5%
  - = 192万円 × 5% = 96,000円
- 還付額の計算
  - 源泉徴収税額 - 再計算所得税額 = 102,500円 - 96,000円 = 6,500円

課税所得額により 5%~40%

年末調整により、すでに源泉徴収税額が0円になっている場合には、還付税額はありせん。

## ⑤ 申告書に添付した源泉徴収票は返してもらえるのでしょうか？

申告書を税務署へ提出する際の必要書類となるため、返却することはできません。源泉徴収票が必要になる場合は、お勤め先で再発行してもらうか、事前にコピーをとるなどしてください。  
なお、電子申告(e-tax)を利用することで、源泉徴収票の添付を省略することもできます(申告後、提出を求められる場合があります)。

**e-Tax を利用すると**

- 税務署、役場に出向くことなく自宅などのパソコンから申告書の提出(送信)が可能です。
- 所得税確定申告期間中(土日祝祭日を除く)は、24時間受付が可能です。
- 源泉徴収票・医療費の領収書などの書類の添付が省略できます(一部申告は除く)。
- ◆e-Taxに関する情報は、国税庁のホームページへどうぞ◆

http://www.e-tax.nta.go.jp/



### 今回の申告で変更になる点 (H22年中所得)

○寄附金控除の下限額が変更になり、寄附金控除の適用が受けやすくなりました。

寄附の種類	変更前	変更後
通常の寄附	5,000円	2,000円
政党等への寄附	5,000円	2,000円

例えば、1万円寄附した場合、これまで寄附金控除額は、10,000-5,000=5,000円でしたが、今年からは、10,000-2,000=8,000円になります。



## 確定申告によくあった質問

### ① 申告で扶養控除を受けられるのは、年収いくらまで？

合計所得金額が、38万円以下のときが対象となります。例えば、平成22年中の収入が給与のみの場合、103万円以下になります(給与以外の所得の場合は異なります)。  
また、所得以外にも、次の(1)から(3)の条件にも併せて該当する必要があります。  
(1)生計を一にしていること(進学などで住まいが違っていても、生計が一緒ならOKです)。  
(2)青色専従者給与の支払いを受けていない、または白色申告の事業専従者ではないこと。  
(3)親族である(6親等内の血族または3親等内の姻族)または都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。  
※配偶者は、合計所得が38万円を超えていても、配偶者特別控除の対象となる場合があります。

### 【参考】控除額の一覧表

控除名称	年齢	合計所得金額 (給与収入)	控除額	
			所得税	住民税
扶養控除	16歳未満	38万円以下 (103万円以下)	38万円	33万円
	23歳以上70歳未満			
特定扶養控除	16歳以上23歳未満		63万円	45万円
老年者扶養控除	70歳以上		48万円	38万円
配偶者控除	70歳未満		38万円	33万円
老人配偶者控除	70歳以上		48万円	38万円
配偶者特別控除 (申告者の合計所得が1,000万円以下)		38万円超 76万円未満 (103万円超 141万円未満)	38万円~3万円	33万円~3万円